

農薬による水質汚濁防止対策について

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課 川口 嘉久

はじめに

近年の水道水源等の水質保全に対する関心は高いものがあり、このため、生活排水、下水道等の整備の推進や、水道消毒副生成物であるトリハロメタンに関する措置等が講じられつつある。これら対策は、一昨年の中環審議会で検討されており、農薬に関しても、農薬取締法等に基づく対策の強化について検討された。

このような動きを踏まえ、登録時点の検査、都道府県段階等の使用指導、水質モニタリングの実施に加え、昨年から対策の強化が農林水産省等により講じられてきているので、紹介する。

1. 農薬安全使用基準による措置

従来の農薬残留、水産動物に関する安全使用基準に加えて、農薬散布による水質汚濁防止が社会的関心事となってきたことを背景に、ほ場等の使用場面での指導強化のため、農林水産省では、新たに「水質汚濁の防止に関する安全使用基準」及び「航空機を利用して行う農薬の散布に関する安全使用基準」を昨年4月に設定・公表した。

前者は水質汚濁防止の観点から水質環境基準健康項目の設定農薬について使用者が遵守すべき事項を定めたものであり、使用回数・止水期間、散布の際の留意事項等から成っている。

後者は、空中散布に関して、従来の指導に加え、現場での危害防止等の指導を一層徹底すべ

き事項を定めたものであり、当該地域での散布・散布除外区域の明確化のための措置や散布時の天候不良等の際の留意事項等から成っている。今後これらの事項を現場において着実に実行していくことが重要である。

2. 水質汚濁性農薬の指定

農薬取締法の中には水質汚濁性農薬の指定の規定があり、これは、ある農薬が相当広範囲な地域にまともって使用される場合に、水産動植物に著しい被害が生ずるおそれがある場合か、水質汚濁が生じ、人畜に被害が生ずるおそれがある場合に、政府は政令で水質汚濁性農薬に指定し、その使用に際しては、都道府県知事は必要な範囲内で規則をもって使用地域を限り、事前許可制にすることができるとなっている。

昨年4月以前までは、水産動物への被害防止の観点からのみ指定されていたが、今般、水質環境基準として設定された農薬の中で、ゴルフ場等でまともって使用されることにより、公共用水域での検出状況が同基準値に適合していない状況がみられた除草剤シマジンについて、後者の観点から政令指定が行われた。

今回の指定によって、都道府県等の関係部局では水質汚濁防止の対応を適切にとることができるようになった。この措置について関係者が留意すべきことは、従前の剤は水域での検出状況というよりは、剤自身の性質による魚に対す

る被害等の影響の程度により指定されていたが、今回の剤は、そのまとまった使用の状況や公共用水域での水質環境基準に照らした検出程度によるものである。

このことは農薬が使用される場所により様々であると考えられ、各地域により使用量、時期、農地の状況等といった使用状況や、河川等の流量の違い等を踏まえて、検出状況・程度等に照らして適切な対応が求められる。

具体的には、都道府県知事は必要な範囲内において規則をもって使用規制地域の設定等ができるが、この場合、農林水産省、環境庁から以下のことが示されている。

使用規制のための規則制定に際しては指定の際の考え方を踏まえ、規制地域の設定は年間平均値で基準値超過のおそれがあり、同剤がまとめて使用される地域を限って設定することや、水質監視を行い、その際公共用水域での検出状況の改善が認められれば規制地域の解除等である。なお、販売業者による譲渡先別の譲渡数量の記帳、該当地域での改良普及員、病虫害防除所職員、農薬管理指導士、緑の安全管理士等の指導（講習会の開催を含む）による使用者に対する指導があり、これらの周知徹底を行う必要がある。

いずれにしても、剤の使用状況や水域での検出状況から判断して、必要な規制を行うために措置された対策であり、一律なものでなく、このような経緯・状況を踏まえた対応を行っていくことが求められる。

3. 公共用水域等における農薬の水質評価指針

昨年、公共用水域等における農薬の水質評価指針に関する通知が、環境庁から出された。これは水質に関する基準値等がまだ設定されてい

ない農薬が検出された場合不安視する例がこれまでみられており、このため検出された場合の安全性の目安となる数値として27農薬が設定された。

本指針値は、水質環境基準健康項目、要監視項目の設定の考え方と同様に、主として長期間における飲料水経由の摂取による人の健康に対する影響を考慮して設定されたものである。したがって、指針の達成状況の評価は年間平均値で行うべきものであり、一時的にこの指針値を超過することがあっても直ちに健康影響があるというものではないとされているが、使用サイドにとっては水質汚濁防止の観点から農薬使用の一層の適正化を図る必要がある。なお、本指針は、水質環境基準健康項目のように定期的な水質測定は前提とするものではないが、測定に際しては、これら基準項目等の測定地点と同様に水域を代表する地点で複数回測定することが望ましいとされている。このため、ゴルフ場、水田等周辺であって農薬使用時に一時的に濃度が高くなることが予想される場所においては、指針値設定の考え方を十分考慮して評価する必要がある。

以上のように、水道水源等の水質保全に対する高い関心を背景に、新たな水質保全対策が講じられてきており、農薬についてもこれまで述べてきたように、登録、使用等の各段階での十分な対応が図られるよう新対策も含め措置されてきたところである。農薬は危険性のみが取り上げられがちだが、その役割を各般の方々から理解を得られるよう努めるとともに、今回措置された対策を実施し、関係各分野での今後の更なる努力を期待する。

（現 大臣官房技術調整室）